

創業まるっと支援するっス!

みなさまの
スタートアップを
支援します!

そっだ! 創業しよう!

Point 1 → ワンストップ、ワンパッケージで創業支援!

創業プラン策定、融資相談、また税理士、コンサルタントなど専門家の無料派遣による相談など、創業に関するあらゆる相談をワンストップで受けております。もちろん創業後の経営相談にも対応いたしますので、創業前からの経営に関するワンパッケージでの伴走支援を行います。

相談内容
例

- ・創業プラン(計画書)の作り方
- ・創業時に必要な資金の調達方法(公的融資制度)
- ・創業時の手続き
- ・記帳・税務に関すること
- ・創業後の経営指導
- など…

Point 2 → 創業塾、セミナーを全県で展開!

県内各地域で創業塾(5日程度の継続講義)、創業セミナー(半日~1日)を開催します。いずれも創業ノウハウを学べる内容で実施します。創業塾の受講修了者には県制度融資(開業支援資金)の金利優遇の特典もあります。

開催案内については下記QRコードにて
随時お知らせします

Point 3 → 優れたビジネスプランの創業者には助成金でサポート!

地域ニーズにマッチした事業や、街の賑わい創出につながる事業、独自性のある事業などの創業をお考えの場合、そのビジネスプランによっては、下記を上限に対象経費を助成します。

一般型の場合 **50万円**
UIターン型の場合 **75万円**

※一般型、UIターン型を基本とし、
他要件に該当すること
に助成上限額を加算します。(最大140万円)

- 中心商店街空き店舗活用型の場合 +25万円
- 女性・若者による創業の場合 … +25万円
- 従業員を雇用する場合 …… +15万円

※応募制となります。審査会(7月中開催)で採択された方に交付されます。
助成金採択者には県制度融資(開業支援資金)の金利優遇の特典もあります。詳しくは各商工会議所、商工会まで。

Point 4 → 県内支援機関との連携で創業・経営をサポート!

- 日本政策金融公庫(融資制度)
- 山形県信用保証協会(融資制度、保証制度)
- やまがた産業支援機構(専門家派遣制度、創業施設)
- 山形県中小企業団体中央会(企業組合設立)
- 山形エリアマネジメント協議会
- 庄内地域産業振興センターなど

この事業でたくさんの方が創業しました!!

まずは
相談!!

1STOP
[ワンストップ]
1PACKAGE
[ワンパッケージ]

助成金、融資制度はじめ、
右記メニューの利用には
一定の要件があります。



商工会議所・商工会が、皆さんの創業を伴走支援します!

山形県内の商工会議所では創業をワンストップで支援する「やまがたチャレンジ創業応援センター」を開設しております。創業を志す方が円滑な事業立ち上げを行えるように、窓口相談や、創業塾・創業セミナーの各地域での開催、創業時の助成金など充実の支援メニューで創業をサポートします。



県内会議所連絡先



県内商工会連絡先



チャレンジ創業HP

本事業についての詳細は、
お近くの商工会議所・商工会へ
お問い合わせください。

創業助成金

“新たに創業する方”に対して、創業経費の一部を最大6ヶ月間、助成するものです。

(注意) 応募者全員が助成を受けられるわけではありません。応募者の中から審査会にてビジネスプラン等の審査を行い採択者を決定いたします。

対象者・要件

本助成金の対象となる方は、以下のすべてに該当する方となります。
ただし、UIターン型に該当する方は、(9)及び(10)の要件を除きます。

- (1) 申請者の住所が県内にあること
- (2) 創業後の主たる事務所・店舗・工場等の事業拠点が県内にあること
- (3) 令和8年中の創業が確実であること(既創業者は令和7年6月21日以降の創業であること)
- (4) 市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること
- (5) 創業する事業が、対象外業種に該当していないこと
- (6) 創業する事業が、副業にあたらぬこと
- (7) 創業する事業が、事業承継によるものではないこと
- (8) 商工会議所、商工会に入会し、支援を継続して受けること
- (9) 過去5年間、経営者(個人事業主、法人の代表等(注))となっていないこと
(注) UIターン型に該当する方で法人の代表等に該当する場合、既に代表を退任している、又は法人を解散していること。
- (10) 過去5年間の収入に、原則事業収入や副業、フリーランスなどでの雑収入がないこと

助成内容

単位:万円

	メニュー名	助成率	助成上限額
令和8年	一般型	1/2	50
	① 中心商店街空き店舗活用型	2/3	+25
	② 女性・若者創業型		+25
	③ 雇用創出型		+15
	UIターン型	2/3	75
	① 中心商店街空き店舗活用型		+25
② 女性・若者創業型	+25		
	③ 雇用創出型	+15	

※1 一般型、UIターン型を基本とし、①～③の各要件に該当するごとに助成上限額を加算します(最大140万円)。

※2 ①～③のいずれか(またはすべて)に該当した場合は補助率が2/3に移行します。

※3 その店舗が中心商店街に該当するかは各商工会議所、商工会へお問い合わせください。

対象経費

内・外装設備、店舗等家賃、水道光熱費、従業員の人件費、チラシなどの広告宣伝費、展示会等への旅費、リース料などです。
土地・建物取得、機械等の減価償却資産取得、役員報酬、専従者給与等には充当できません。

申請受付期間

令和8年5月8日(金)～6月19日(金) 17:00まで(必着)

申請先

開業予定地の商工会議所、商工会

申請にあたっては、必ず商工会議所・商工会にて
「複数回(最低3回)の相談および指導を受けること」が必要です。